

Title	評価規約における収益費用観・資産負債観の意義：斎藤学説 (5)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Saito theory (5)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2020
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.6 (2020. 2) ,p.29- 54
JaLC DOI	
Abstract	<p>斎藤学説は、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類のうえに構築されている。そこで、まず、事業資産・金融資産分類について、その会計への援用可能性を検討し、次いで、前号（『三田商学研究』第62巻第5号）より、配分・評価分類の論理的成立可能性を俎上に載せた。これについては、ふたつの問題領域があると筆者は考えている。すなわち、第1は、配分と評価との区分の問題であり、そして第2は、配分と評価との関係の問題（配分に対する評価の意義の問題）である。第1の問題は、具体的には、割引債（満期保有目的有価証券）の位置づけの問題に他ならないが、その処理につき、斎藤学説では、①償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とが等価的代替的に認められていること、その結果として、②製品・機械等の取得原価と割引債の償却原価とが配分資産として括れること、および③売買目的有価証券の時価と割引債の償却原価（および製品・機械等の取得原価）とが、評価と配分という対立概念になっていること、の3点が主張されている。</p> <p>しかし、この①・②・③は、本当に理論的に成立するのであろうか。その点につき、筆者は疑念を覚えているのである。そこで、前号では、①を検討し、割引債の償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、等価的代替的な関係にはなく、償却原価（利息法）こそが、割引債の妥当な処理方法であることを筆者なりに明らかにした。その結果を承けて、本号では、②および③の論点を俎上に載せることとしたい。そこで、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、および損益の性質というよっつの属性を取上げて、その異同を検討した結果、②については、製品・機械等の取得原価と割引債の償却原価とは、配分資産として括れないこと、および③については、売買目的有価証券の時価と割引債の償却原価とは、同質性があることを筆者なりに明らかにした。次いで、本号では、さらに、配分と評価との関係という第2の問題を取上げた。具体的には、斎藤学説では、配分と評価という二項対立における評価概念は、配分概念に対して、「補完」という位置づけを与えられている。しかしながら、その具体的意味は、明らかにされていない。そこで、ここでは、次のような筆者の枠組に沿って、この問題を検討した。</p> <p>そもそも、評価という概念は、どのような理由により、取得原価主義会計論に導入されたのであろうか。それを明らかにするためには、まずもって、取得原価主義会計論の特質が問題になるが、ここでは、①損益産出活動としては価値生産活動しか想定されていないこと、および②時価の変動が会計の枠組から排除されていること、というふたつの理解が想定されている。したがって、①に着目すれば、企業の損益産出活動としては、価値生産活動のみならず、資本貸与活動（金融活動）が不可欠であり、これを組込むことによって会計は十全な枠組になることになる。こうした理解を、ここでは、金融活動組込み説とよんでおこう。こうした金融活動組込み説に依拠して評価概念を導入した場合、価値生産活動と資本貸与活動（金融活動）とは、企業の損益産出活動としては、等価的であるから、評価概念は、配分概念に対して、等価的になり、補完という位置づけになり得ない。</p> <p>それに対して、②に着目すれば、時価の変動を組込むことによって、会計は十全</p>

	<p>な枠組になるので、ここでは、これを時価変動組込み説とよんでおこう。この時価変動組込み説に依拠すれば、売買目的有価証券の時価評価は、売買目的有価証券の取得原価に対して補完的と言えるかもしれない。しかしながら、製品・機械等の配分資産に対して補完とは言い得ない。さらに、この場合の時価概念は、購入時価であり、売却時価ではあり得ない、ということも指摘されなければならない。したがって、時価変動組込み説の立場に依拠しても、評価概念の補完という規定は、正当化できないであろう。</p> <p>以上のように考えれば、配分・評価という分類は、配分と評価との区分（割引債の位置づけ）という視点からも、配分と評価との関係（評価の補完という意義）という視点からも、理論的に成立しないというのが、筆者の結論である。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20200200-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20200200-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 評価規約における収益費用観・資産負債観の意義

— 斎藤学説（5） —

笠井昭次

### <要約>

斎藤学説は、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類のうえに構築されている。そこで、まず、事業資産・金融資産分類について、その会計への援用可能性を検討し、次いで、前号（『三田商学研究』第62巻第5号）より、配分・評価分類の論理的成立可能性を俎上に載せた。これについては、ふたつの問題領域があると筆者は考えている。すなわち、第1は、配分と評価との区分の問題であり、そして第2は、配分と評価との関係の問題（配分に対する評価の意義の問題）である。第1の問題は、具体的には、割引債（満期保有目的有価証券）の位置づけの問題に他ならないが、その処理につき、斎藤学説では、①償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とが等価的代替的に認められていること、その結果として、②製品・機械等の取得原価と割引債の償却原価とが配分資産として括れること、および③売買目的有価証券の時価と割引債の償却原価（および製品・機械等の取得原価）とが、評価と配分という対立概念になっていること、の3点が主張されている。

しかし、この①・②・③は、本当に理論的に成立するのであろうか。その点につき、筆者は疑念を覚えているのである。そこで、前号では、①を検討し、割引債の償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、等価的代替的な関係にはなく、償却原価（利息法）こそが、割引債の妥当な処理方法であることを筆者なりに明らかにした。

その結果を承けて、本号では、②および③の論点を俎上に載せることとしたい。そこで、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、および損益の性質というよっつの属性を取上げて、その異同を検討した結果、②については、製品・機械等の取得原価と割引債の償却原価とは、配分資産として括れないこと、および③については、売買目的有価証券の時価と割引債の償却原価とは、同質性があることを筆者なりに明らかにした。

次いで、本号では、さらに、配分と評価との関係という第2の問題を取上げた。具体的には、斎藤学説では、配分と評価という二項対立における評価概念は、配分概念に対して、「補完」という位置づけを与えられている。しかしながら、その具体的な意味は、明らかにされていない。そこで、ここでは、次のような筆者の枠組に沿って、この問題を検討した。

そもそも、評価という概念は、どのような理由により、取得原価主義会計論に導入されたのであろうか。それを明らかにするためには、まずもって、取得原価主義会計論の特質が問題になるが、ここでは、①損益産出活動としては価値生産活動しか想定されていないこと、および②時

価の変動が会計の枠組から排除されていること、というふたつの理解が想定されている。したがって、①に着目すれば、企業の損益産出活動としては、価値生産活動のみならず、資本貸与活動（金融活動）が不可欠であり、これを組込むことによって会計は十全な枠組になることになる。こうした理解を、ここでは、金融活動組込み説とよんでおこう。こうした金融活動組込み説に依拠して評価概念を導入した場合、価値生産活動と資本貸与活動（金融活動）とは、企業の損益産出活動としては、等価的であるから、評価概念は、配分概念に対して、等价的になり、補完という位置づけになり得ない。

それに対して、②に着目すれば、時価の変動を組込むことによって、会計は十全な枠組になるので、ここでは、これを時価変動組込み説とよんでおこう。この時価変動組込み説に依拠すれば、売買目的有価証券の時価評価は、売買目的有価証券の取得原価に対して補完的と言えるかもしれない。しかしながら、製品・機械等の配分資産に対して補完とは言い得ない。さらに、この場合の時価概念は、購入時価であり、売却時価ではあり得ない、ということも指摘されなければならない。したがって、時価変動組込み説の立場に依拠しても、評価概念の補完という規定は、正当化できないであろう。

以上のように考えれば、配分・評価という分類は、配分と評価との区分（割引債の位置づけ）という視点からも、配分と評価との関係（評価の補完という意義）という視点からも、理論的に成立しないというのが、筆者の結論である。

#### <キーワード>

償却原価（定額法）、償却原価（利息法）、取得原価、価値生産活動、資本貸与活動、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、損益の性質、交換的損益、時間的損益、評価、配分、補完、取得原価主義会計論の特質、金融活動組込み説、時価変動組込み説、ストックのリアリティの回復

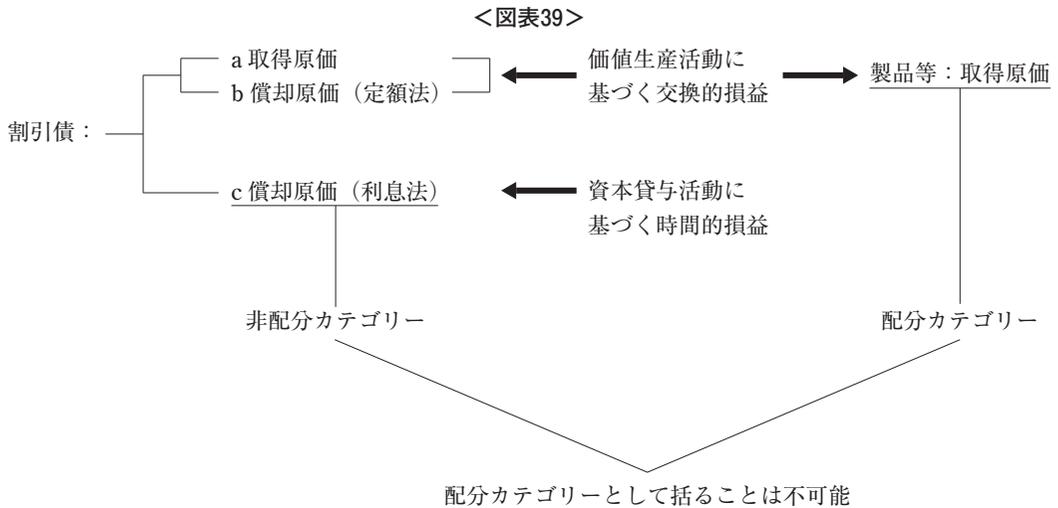
#### （4）割引債の償却原価（利息法）と製品等の取得原価との同質性に関する疑問

以上のように考えれば、償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、斎藤学説で想定されているような等価的代替的關係にあるのではなく、むしろ、対立する異質の処理方法を含意しているということになる。したがって、そこでは、その妥当性に優劣がつけられるのであるが、上記の検討結果によれば、割引債の評価規約としては、償却原価（利息法）が採用されなければならないと筆者は考えている。しかし、そのように、理論的に採用されるべき償却原価（利息法）が、償却原価（定額法）とは異質の処理方法であり、かつ、償却原価（定額法）が配分カテゴリーに属しているとすれば、償却原価（利息法）は、非配分カテゴリーに属することになり、製品等の取得原価と一緒にあって、配分カテゴリーを形成することが、理論的に不可能になってしまう。これは、（2）の論点の整理で指摘した②「製品等の取得原価と割引債の償却原価（利息法）とを、本当に配分概念として括れるのか」という論点に他ならない。そこで、この点につき、検討しなくてはならない。

もっとも、（3）（iii）における償却原価（定額法）および償却原価（利息法）の素性に関する検討結果をみれば、その結論は、おのずと明らかであろう。つまり、一方、価値生産活動に基づく交換的損益の獲得という特質を帯びている a 取得原価・b 償却原価（定額法）に対して、c 償

却原価（利息法）は、資本貸与活動に基づく時間的損益の獲得という異質の特質を帯びているし、他方、製品等の取得原価は、割引債の a 取得原価・b 償却原価（定額法）と同じく価値生産活動に基づく交換的損益の獲得を企図しているのである（というより、割引債の a 取得原価・b 償却原価（定額法）が、製品等の取得原価の手法を利用しているのである）。そうであれば、割引債の妥当な評価規約である償却原価（利息法）と、製品等の取得原価とを配分として括ることは、理論的には、およそ不可能であろう。

以上を図示すれば、次のようになる。



以上のように、結論は、既に明らかであるし、また、この論点については、別稿でも論じて<sup>21)</sup>あるので、ここでは、纏めを兼ねて、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、そして損益の性質という4個の視点より、製品等の取得原価と割引債の償却原価（利息法）との同質性に関する疑問を検討することとしたい。

(i) 評価額上の異質性

まず製品等と割引債との評価額上の関係を取上げよう。その評価規約は、言うまでもなく、前者は取得原価、後者は償却原価とされているが、問題は割引債の償却原価である。償却原価というその名辞のためであろうか、当然のごとく、製品等の取得原価と素性を同じくしているとみなされてしまっているようであり、そのことに関する疑問は、ほとんど提起されていないと言ってよいのではないだろうか。

しかしながら、(3)(ii)で検討したように、償却原価（利息法）というのは、契約時に約定

21) 計算方式の側面からみた割引債の償却原価（利息法）と製品の取得原価との相違については笠井 [2018] Vを、また計算対象の側面からみた相違については、商品等と売買目的有価証券との比較においては、笠井 [2019] VII (3) (i) で検討してある（笠井 [2010] 第27章も、参照されたい）。

された償還額（将来収入額）と利率とによって決定される割引現在価値なのである。つまり、収入額系統の数値に他ならず、支出額系統に属する製品等の取得原価とは、その素性を異にしているのである。ただし、この点は、商品と割引債との比較が理解し易いので、以下では、商品の事例で説明することにしよう。

ここで留意すべきは、その取得のさいには、商品にしても割引債にしても、現金の支出があるが、商品および割引債の評価額は、この現金支出額によって規定されているのではないという点である。今日、一般的には、取得した財貨の評価は、この対価としての現金支出によって規定されるとみなされているので、商品にしても割引債にしても、その取得当時の評価額は、取得原価と断定されてしまっている。しかし、流入した経済財の評価は、その経済財の損益の産み方によって規定されると理解しなければならないと筆者は考えている。<sup>22)</sup>こうした見方は、今日の一般的理解とは著しく異なっているので、この点につき、若干の紙幅を割くことにしよう。

商品の場合に、取得原価で評価されるのは、次のような理由によってであると筆者は考えている。すなわち、商品は、価値生産活動による交換的損益の獲得を企図しているので、そうした損益計算を遂行するためには、どうしても、成果としての収益とその獲得のために犠牲になった費用というふたつの計算要素が、必要になるが、商品はそのうちの犠牲たる費用の表現を分担しているので、取得原価で評価されるのである（ちなみに、成果たる収益を表現するのは、対価に他ならない）。

それに対して、割引債は、交換的損益ではなく、時間的損益（契約時の償還額および利率によって規定された割引現在価値の2時点差額として算出される利得）の獲得を企図しているので、当初より割引現在価値で評価され、その割引現在価値差額が、受取利息となるわけである。

このように、収入額系統の数値に属する割引債の償却原価と、支出額系統の数値に属する商品の取得原価とは、素性を異にしており、両者は、いわば異質の関係にあるのである。

そのことは、償却原価（利息法）の数値をみれば、きわめて当然のことなのであるが、それにもかかわらず、償却原価（利息法）が取得原価と同類とみなされてしまうのは、償却原価という用語の使用、およびそれに囚われた説明の仕方にも一因があるように思われるので、ここで、その点にふれておきたい。

償却原価という用語は、償却された後の取得原価といったイメージを与え、あたかも、設備資産に関する減価償却費差引後の取得原価を連想させるのではないだろうか。さらに、その説明の仕方にしても、問題なしとしない。例えば斎藤 [1999] によれば、償却原価は、次のように説明されている（斎藤 [1999] 119ページ、傍点は笠井）。

証券化されていない売上債権（売掛金）や貸付金のように、通常は満期までの保有が予定され、市場での換金性も高くない金融資産の場合には、…（中略）…取得原価ないしは償却

22) 評価規約については、対価評価観と財貨評価観という根本的に異なった考え方があるのであるが、その点については、笠井 [2005] 第4章2を参照されたい。

原価で評価するのが原則となっている。取得時に現金を支出している貸付金などは、支出額で評価したうえ、満期に回収を予定する額との差額があればそれを償却していくわけである。

こうした説明によれば、償却原価というのは、取得原価で評価されたうえで、何らかの償却がなされるのであるから、上記のように、設備資産の減価償却費差引後の取得原価を想起してしまうであろう。こうした記述は、正に、償却原価（償却された原価）という用語法に対応した説明であり、この評価方法の本質を錯覚させている原因となっているのである。

要するに、この説明に準拠するかぎり、取得原価評価と償却とが、あたかも両立していることになるが、そんなことが、理論的にみて、本当にあり得るのであるか。しかし、こうした単なる記述を読んでいるかぎり、なんとなく、成立しそうな印象を抱いてしまうであろう。

しかしながら、それは、錯覚にすぎない。そのことは、仕訳で表現すれば、一目瞭然なのである。そこで、ここでは、2年後の第Ⅱ期期末に121のキャッシュフローが約束されている割引債を、第Ⅰ期期首に購入したという事例を考えてみよう（会計期間は1年とする）。いま利率が10%とすると、第Ⅰ期期首におけるその価格は、100となる。その場合、次のようなふたつの仕訳が考えられよう。

<図表40>

	(イ)	(ロ)
第Ⅰ期期首	割引債 100, 現金 100	割引債 121, 現金 100 差金 21
第Ⅰ期期末	割引債 10, 受取利息 10	差金 10, 差金償却 10
第Ⅱ期期末	割引債 11, 受取利息 11	差金 11, 差金償却 11

仕訳（イ）によれば、第Ⅰ期期首の割引債100は、取得原価とみることも、一応は可能であろう（しかし、理論的には誤りで、この100も、割引現在価値であるから、収入額系統の数値なのである）。しかし、その場合には、割引債の数値は、増加するばかりで、償却なるものは、存在しない。他方、仕訳（ロ）においては、差金の償却という現象はあるが、その場合には、第Ⅰ期期首の割引債121は、満期日における償還額に他ならず、取得原価などではあり得ない。

このように、取得原価評価と償却処理とは両立しないが、そのことは、仕訳をきれば、一目瞭然なのである。しかるに、こうした仕訳を用いた議論は、ともすれば、マニアックなこととみなされ、否定的に理解されがちなのであるが、しかし、本当に、そのように貶めてしまってよいのであろうか。上記でみたように、観念的な記述だけでは、実は、錯覚に陥りがちなのである。会計学には、複式簿記における仕訳という用具があり、その用具を通して、観念的な記述の誤りを発見することが、可能なのである。それをマニアックなことと貶めることによって、会計学は、宝の持ち腐れ状態を作っているわけである。

いずれにしても、用語の乱れは概念の乱れであり、概念の乱れは思考の乱れである。償却原価という名辞の使用、あるいはそれに引きずられた償却原価法の説明は、主張された学説の理論的破綻をもたらす可能性があるので、くれぐれも戒心すべきである。

以上の検討結果によれば、商品の取得原価と割引債の償却原価（利息法）とは、素性を異にしたいわば異質の関係にあり、両者を配分カテゴリーとして括ることは、できないと言ってよいであろう。

#### （ii）損益計算形態上の異質性

次に、損益計算形態上の側面（損益計算の計算要素の数の側面）を取上げよう。これは、収益と費用というふたつの計算要素によって損益額が算出される二面的損益計算形態と、利得（損失）という唯一の計算要素によって損益額が決定される一面的損益計算形態との区分にかかわる問題である。すなわち、商品等についてみれば、商品の引渡しと対価の受取りとの交換によって、損益計算が遂行されるので、商品の引渡しにかかわる費用と、対価の受取りにかかわる収益とが、不可欠になる。しかも、そこでは、費用という犠牲によって収益という成果が獲得できるのであるから、費用と収益とには、会計的には対応関係とよばれている、いわば因果関係が存在するのである。このように、商品に関する損益計算は、収益と費用とによる二面的損益計算形態をとるわけである。

この点、割引債に関する損益計算の形態は、まったく異なっている。そこでは、受取利息という唯一の計算要素しか存在しないのである。もっとも、斎藤学説においては、「利子収益」あるいは「利子費用」という用語が頻出しているが、しかし、この場合の「収益」（受取利息）と「費用」（支払利息）とは、商品で確認したような因果関係は、つまり、「費用」（支払利息）という犠牲によって「収益」（受取利息）が得られたといった対応関係は、まったく存在しない。支払利息は、資金を借入れたことに対する報酬の支払いであるのに対し、受取利息は、それとはまったく無関係に、資金を貸付けたことに対する報酬の受取りにすぎず、両者は、まったく別の経済事象なのである。損益の生成という視点からは、支払利息および受取利息が、別個独立に、それぞれ一方的に損益を産んでいるにすぎない。したがって、支払利息を「利子費用」とよんだり、受取利息を「利子収益」とよぶことは、概念的にきわめて問題であり、ここでは、支払利息は損失、受取利息は利得とよび、収益・費用という用語の使用は、避けることにする。

このように、割引債においては、損益計算要素としては、この利得（損失）の1個しか存在しないのであるから、ここでは、これを、一面的損益計算形態ということにする。

以上のように考えれば、製品・商品等と割引債とは、損益計算形態の点で、まったく異なっているのである。

さらに、この損益計算形態上の相違は、実は、製品・商品等と割引債とにおける損益計算要素の計上時期の実質的な意味内容にも、根本的な相違をもたらしているのである。すなわち、製品・商品等における二面的損益計算形態の場合には、上記のように、収益と費用というふたつの

損益計算要素があり、かつ、その収益と費用とは、費用という犠牲により収益という成果が得られたという因果関係（会計的には、対応関係と言われている）があったのであるが、そのうちの収益は、実現時にいわば先行的に計上され、費用は、それに対応する（追随する）形で、実現時点に計上される。したがって、二面的損益計算形態における損益計算要素の計上時期は、「取得原価が、収益と適切に対応する期間に、費用として計上される」という形をとるのである。

それに対して、割引債のような一面的損益計算形態の場合には、損益計算要素は、利得（損失）というひとつしか存在せず、その利得（損失）は、時間の経過に伴う割引債のストック額の増減として算出されることになる。したがって、そこでの損益計算要素の計上時期というのは、費用と収益との対応とはまったく異なり、「ストック額に適切な評価額を割当てることによって、ストック差額による利得（損失）を適切な期間に計上する」という形をとるのである。

このように、損益計算要素の計上時期の在り方が、製品・商品等と割引債とでは、根本的に異なっており、そこには、同質性があるとは、とうてい言えないのである。

### （iii）フローとストックとの関係に関する異質性

次に、フローとストックとの関係であるが、この点についても、製品・商品等と割引債とでは、異なった特質がみられるのである。すなわち、一方の製品等は、人間労働力により産出されたものであるだけに、既述のように、物量的実体があり、したがって、物量的フローも存在する。そのため、フローとストックとの関係としては、まず物量的フローの減少（費用の生起）を認識し、次いで、その減少分（費用）を差引くことによって、期末ストック額が定まる、というフロー主導方式（物量的フロー起点方式）をとるのである。

それに対して、他方の割引債については、これも既にふれたところではあるが、一般的には、①期首ストック額に利子率を掛けることによってまず受取利息（フロー）額がいわば自律的独立的に算出され、次いで、②その受取利息（フロー）額を期首ストック額に加算することによって初めて期末ストック額が判明する（つまり、それまでは、期末ストック額は不明である）、とみなされているので、フローとストックとの関係としては、フロー主導方式（フロー起点方式）に属していると考えられているわけである。

したがって、製品・商品等と割引債とは、共に、フロー主導方式として、同じフローとストックとの関係とみなされてしまったのである。

しかしながら、割引債についての上記のような一般的理解には、問題なしとしない。すなわち、人間労働力によって生産されたものではない割引債には、もともと物量的実体がないので、受取利息の計上にさいしても、割引債自体の現実の出入りがあるわけではない。したがって、フロー（物量的フロー）など、純理論的にはあり得ないのである。つまり、①は、理論的に成立しない。

このように、割引債の場合には、フロー額に基づいて期末ストック額を算出することなど、論理的に不可能なのである。それでは、期末ストック額は、何時定まるのであろうか。それは、もちろん、購入時点の価格が定まった段階においてであると考えなければならない。つまり、償還金額および利子率が決まった段階において、取得価格のみならず、すべての期末における割引債

のストック評価額も、同時に定まっているのである。

そこでは、いわば同一の割引債の債権価値に関するストック評価額が、時間の経過に従って一方的に増加する、という現象が生じているにすぎない。したがって、そのストック評価額の差額が、受取利息という利得を構成するのである。つまり、受取利息という利得は、けっしてフロー額ではなく、ストック差額として算出されているにしかすぎないのである。

このように考えれば、各期末のストック額は、受取利息（フロー）の算出を待って初めて判明するのではない。すなわち、受取利息（フロー）の算出時まで、未知数というわけではなく、購入価格が定まった時点（償還額および利率が定まった時点）で、各期末のストック額は、すべて判明しているのである。したがって、割引債に関する②も、理論的に成立していないということである。

このように考えれば、割引債に関するフローとストックとの関係は、フロー主導方式（フロー起点方式）ではなく、ストック主導方式（ストック差額方式）に属しているのである。したがって、フローとストックとの関係の側面でも、フロー主導方式（物量的フロー起点方式）に属する製品・商品等と、ストック主導方式（ストック差額方式）に属する割引債とには、同質性が欠如していると言わざるを得ないであろう。

#### （iv）損益の性質上の異質性

最後に、製品というものは、これまでも繰り返してきたように、価値生産活動に属する資産に他ならない。したがって、市場向けに、人間労働力によって産出されたものなので、基本的には、対価との交換により、市場に提供される。つまり、そこでは、生産された経済財と対価との交換が、不可欠なのである。このように、その損益の性質は、正に、交換的損益に他ならない。そして、この交換的損益が、いわゆる売却損益と言われているものなのである。

それに対して、割引債というものは、市場向けに、人間労働力によって産出されたものではない。そうではなく、一定期間、資金を相手方に利用させることによって、その利用期間に応じた報酬を獲得しようとして、資金を相手方に引渡したものである。つまり、資本貸与活動（金融活動）に属する資産に他ならない。したがって、そこに発生する受取利息というものは、時間的損益という性質を帯びているのである。

企業は、実は、こうした根本的に異なったふたつの損益獲得活動に従事しているのである。取得原価主義会計論というものは、このうちの価値生産活動に関する交換的損益だけを念頭において形成されているので、時間的損益という概念は、認知されていない。しかし、以上のように、価値生産活動と資本貸与活動というふたつの損益獲得活動を識別するかぎり、製品等に関する損益と、割引債に関する損益とは、まったく異なっており、とうてい、同質性は、認められないのである。

#### （v）小括

以上を纏めれば、次のようになる（F：フロー，S：ストック）。

<図表41>

	製品・商品等	割引債
評価額の性質	取得原価（支出額系統）	割引現在価値（収入額系統）
損益計算形態	二面的損益計算形態	一面的損益計算形態
FとSとの関係	F主導方式（物量的F起点方式）	S主導方式（S差額方式）
損益の性質	交換的損益	時間的損益



こうした相違があるいじょう、製品・商品等が配分カテゴリーに属しているとなれば、割引債は、とうてい配分カテゴリーに属しているとは言えず、非配分カテゴリーに帰属すると考えざるを得ない。したがって、製品・商品等と割引債とを、配分という上位概念で括ることは、理論的に不可能であろう。そうであれば、配分という概念は理論的に成立しないし、さらには、配分・評価という分類にしても、理論的に破綻していると言わざるを得ないのではないだろうか。

(5) 割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価との異質性に関する疑問

割引債の償却原価（利息法）と製品・商品等の取得原価との同質性には、以上のような疑問があり、両者を配分カテゴリーとして括れないとすると、これまで、対立的異質的な関係にあるとみなされていた割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価との関係についても、改めて、検討し直さなくてはならなくなる。両者には、本当に、共通性が、ないのであるか。これは、(2) 論点の整理で指摘した③の論点（割引債の償却原価と売買目的有価証券の時価とは、本当に配分と評価という対立関係にあるのであろうか）に他ならない。

配分と評価という二項対立を大前提に据えてしまうと、たしかに、償却原価（利息法）というのは、その時点の市場の動向を反映したものではないので、市場の動向を反映したものとしての評価概念とは、およそ異なっている。したがって、割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価とに共通性があるとは、思えないであろう。

しかしながら、その二項対立のうちの配分概念に上記のような問題があり、これまで配分カテゴリーに属すると当然のごとくにみなされていた償却原価（利息法）が非配分カテゴリーとして理解せざるを得ないことが判明したいじょう、配分と評価という既成の区分に囚われることなく、改めて、割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価との関係を再構築しなくてはならないわけである。

そうした視点からすると、今更ながら、両者にも、種々の共通性が存在することに気付かされるのであるが、ここでは、(4) で取上げた、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、そして損益の性質という4個の視点から、その点につき検討することとしたい。

なお、こうした理解を突き詰めれば、結果的には、製品・商品等の取得原価と、割引債の償却原価（利息法）・売買目的有価証券の時価との二項対立に行き着くことになるので、これからの議論を円滑に進めるために、あくまで仮称ではあるが、前者を「配分」カテゴリー、後者を「非配分」カテゴリーと表記するとともに、こうした二項対立を、「配分」・「非配分」分類とよぶことにする。

### （i）評価額上の同質性

まず評価額の性質の視点であるが、償却原価（利息法）と時価とが、共に割引現在価値の系譜（つまり、収入額系統の数値）に属していることが、まずもって指摘されなければならない。つまり、とりあえず、割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価とには、共通性があるということである。

以上で述べたことを、配分・評価分類と「配分」・「非配分」分類とを対比させつつ纏めれば、次のようになろう。

<図表42>



この図表における「配分」・「非配分」分類については、先に、償却原価（利息法）と時価とには割引現在価値という共通性があることを指摘したが、さらに、それを越えて、次の2点に留意しなければならない。まず第1は、割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価とを統括する概念として、割引現在価値という上位概念が、存在するに至ったことである。そして第2に、製品・商品等の取得原価に関する「配分」カテゴリーと、割引債の償却原価（利息法）・売買目的有価証券の時価を包括する「非配分」カテゴリーとの二項対立の特質が、支出額系統の数値と、収入額系統の数値との対立として、明確になったことである。この2点により、概念がはるかに整理されたと言ってよいであろう。

そのことは、この図表における配分・評価分類と「配分」・「非配分」分類とを対比してみれば、一目瞭然であろう。すなわち、まず第1に、配分・評価分類に関しては、そのうちの配分に属する取得原価と償却原価（利息法）とを統括する上位概念が、不明なのである。そのかぎりでは、配分概念の本質にしても、明らかになっていないと言わざるを得ないのである。そして第2に、そのように取得原価と償却原価（利息法）との上位概念が不明であるいじょう、配分と評価という

二項対立にしても、本質的にみて、一体どのような対立なのかということは、本当のところ、不明なのである。配分・評価という二項対立は、一般に普及しているが、それにもかかわらず、その実体は、このように、実は曖昧模煇としているのである。

### (ii) 損益計算形態上の同質性

次に、一面的損益計算形態と二面的損益計算形態との区分という点につき、検討しよう。割引債が一面的損益計算形態に属していることは、明らかであるが、問題は、売買目的有価証券の損益計算形態である。

この売買目的有価証券は、今日、時価評価されているので、期末には時価差額だけの保有利得ないし保有損失が生ずることになる。しかし、その場合でも、特定の銘柄につき、保有利得と保有損失とが同時に生ずることはなく、したがって、保有利得と保有損失とは、商品におけるような収益と費用との関係には、ない。保有利得か保有損失かのいずれかしか、生じないでしょう、一面的損益計算形態に属しているのである。

もっとも、売買目的有価証券を売却したさいには、一般的には、売却損益が生ずるとみなされており、斎藤学説も、どうやら、そのように考えているようである。そうであれば、二面的損益計算形態に属することになる。しかしながら、これまでに繰返し述べたように、人間労働力によって産出されたものではない売買目的有価証券には、その産出のために費やされた犠牲価値(費用価値)も、付加価値の付された消費者にとっての効益価値(収益価値)も、ない。さらに、市場向けに産出されたものではないことを考えれば、売買目的有価証券には、売却損益が生ずる余地など、ないのである。

それでは、売買目的有価証券に生ずるとされた、売却時における売却損益とは、そもそも、一体何なのであろうか。結論的には、これも、保有損益という時間的損益に他ならないと筆者は考えている。すなわち、期首時(購入時)から期末時まで保有した場合には時間的損益としての保有損益が生じるが、それとまったく同じ論理によって、いわゆる売却時には、期首時から売却時まで保有したいじょう、売却時の売却時価までの評価替えにより、まず時間的損益としての保有損益が生ずるはずなのである。したがって、いわゆる売却が生じたさいには、売却時の売却時価まで既に評価替えされた売買目的有価証券と、数値的にはそれと同額の現金との等価交換になるので、売却損益など、生じないのである。

そのように考えれば、売買目的有価証券の損益計算要素は、時間的損益としての保有損益という利得(損失)の1個のみであり、割引債の償却原価(利息法)とまったく同様に、一面的損益計算形態に属するのである。したがって、損益計算形態の面でも、売買目的有価証券と割引債とは、異なるところはないと言ってよいのである。

### (iii) フローとストックとの関係に関する同質性

次に、フローとストックとの関係という視点からみてみよう。割引債は、(4)(iii)でもふれたように、実は、購入価格が定まった時点(つまり償還金額および利率が定まった時点)で、す

べての期末ストック額が、判明している。したがって、そのストック差額として、損益（受取利息）額が算出されるのであるから、割引債に関するフローとストックとの関係は、フロー主導方式（フロー起点方式）ではなく、ストック主導方式（ストック差額方式）に属しているのである。

そこで、問題は売買目的有価証券に関するフローとストックとの関係であるが、売買目的有価証券の損益が、(ii) で筆者が主張したように、すべて保有損益であるとすれば、それが、ストック主導方式（ストック差額方式）に属していることは、言わずもがなのことであろう。その点、割引債については、一般的には、受取利息（フロー）額が、期首ストック額に利子率を掛けることによって、いわば自律的独立的に算出されるとみなされてしまっているために、ともすれば、フロー主導方式（フロー起点方式）と誤認されがちであるが、売買目的有価証券の場合には、2時点のストック評価額の差額とは別の方法で保有損益が決定されることは不可能なので、そうした疑念が生ずる余地など、ない。

このように、割引債と売買目的有価証券とは、フローとストックとの関係という点でも、ストック主導方式（ストック差額方式）という共通性があるのである。

#### (iv) 損益の性質上の同質性

最後に、損益の性質であるが、割引債に生ずる受取利息が、時間的損益であることは、言うまでもないことであるが、問題は、売買目的有価証券に関する損益の性質である。この点については、一般的には、保有損益と売却損益とが共に生ずるとみなされているが、(ii) でみたように、人間労働力により産出されたものではない売買目的有価証券に、そもそも売却損益など生じようがない、というのが筆者の考えである。そうした視点からすれば、売買目的有価証券の損益（保有損益）も、時価の高騰による時価差額の獲得を企図して（ただし、この場合には時価が下落することもあるので、時価変動のリスクを抱えて）、一定期間（取得時・期首時から期末時・いわゆる売却時まで）保有したことによる損益なのである。したがって、時間的損益に他ならないのである。

以上のように考えれば、売買目的有価証券と割引債との損益の性質に関しても、時間的損益という共通性が見出せるのである。

#### (v) 小括

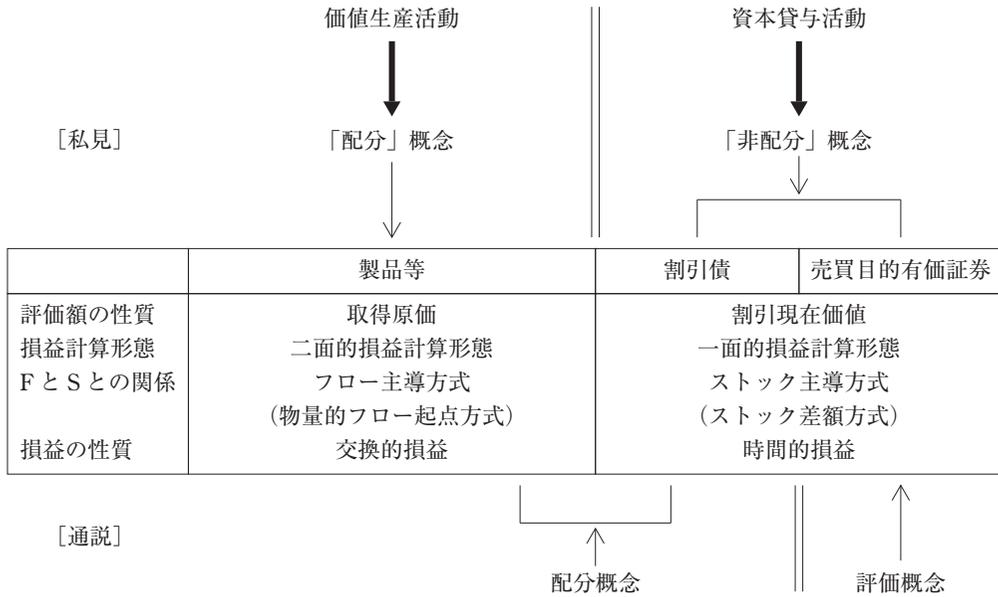
以上を纏めれば、図表43のようになる（F：フロー，S：ストック）。

以上のように、割引債と売買目的有価証券とは、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、そして損益の性質の4個の側面において、共通性が認められるのである。<sup>23)</sup>

23) 割引債と売買目的有価証券とは、本文で述べたような共通性があると筆者は考えているが、そのことは、「非配分」カテゴリーが理論的に有意味であること、ひいては、「配分」・「非配分」分類が理論的に成立し得る、ということを示唆しており、その意味で、きわめて重要な知見である。そこで、この点につき、筆者なりの見通しを述べておこう。

そのためには、本文で取上げた、評価額の性質、損益計算形態、フローとストックとの関係、および損益の性質の4個の概念には、密接な繋がりがあることに留意すべきであろう。すなわち、一方、損益の性質上の交換的損益およびフローとストックとの関係に関するフロー主導方式（物量的フロー起点方式）は、二面

<図表43>



的損益計算形態と、他方、時間的損益という損益上の性質およびストック主導方式（ストック差額方式）というフローとストックとの関係は、一面的損益計算形態と、それぞれ密接に繋がっているのである。まず前者についてみれば、交換的損益というのは、価値生産活動にかかわっているというその計算対象上の特質に規定されて、引渡された財の価格（犠牲値を意味する費用額）と受取った対価の金額（成果値を意味する収益額）との差額として算出される。したがって、損益計算形態としては、収益・費用というふたつの損益計算要素をもつ二面的損益計算形態になっているのである。交換的損益という計算対象上の特質が複式簿記機構に反映したものが、二面的損益計算形態に他ならない。また、その二面的損益計算形態においては、フローたる収益と費用というふたつの損益計算要素によって損益が決定されるのであるが、ストック額は、その結果として算出されるのであるから、計算方式としては、フロー主導方式（物量的フロー起点方式）ということになる。このように、二面的損益計算形態はフロー・ストックの関係とも、深く結びついているのである。

他方、後者の時間的損益、ストック主導方式（ストック差額方式）、そして一面的損益計算形態の関係にしても、同断である。すなわち、割引債および売買目的有価証券については、人間労働力によって生産されたものではないでしょう、ふたつの価格など、あり得ない。そこでは、将来獲得するキャッシュインフローの現在価値、つまり割引現在価値というひとつの価格しか、存在しないのである。したがって、その割引現在価値の2時点間の変動差額が、損益となる。つまり、損益計算要素についても、利得（損失）という1個しか存在し得ないし、その利得（損失）にしても、時間的損益という性質を帯びるのである。このように、割引債・売買目的有価証券に生ずる時間的損益というのは、必然的に、一面的損益計算形態となるわけである。そのように考えれば、割引債・売買目的有価証券に関する時間的損益の獲得という計算対象上の特質が、複式簿記機構に反映して、一面的損益計算形態になったと言ってよいであろう。またフローとストックとの関係という計算方式では、ストック差額が利得（損失）となるのであるから、損益計算要素は1個しか生じない。このように、ストック主導方式（ストック差額方式）と一面的損益計算形態とは、密接に繋がっているのである。

以上のように、製品等には、二面的損益計算形態・交換的損益・フロー主導方式（物量的フロー起点方式）という一連の連携が、割引債・売買目的有価証券には、一面的損益計算形態・時間的損益・ストック主導方式（ストック差額方式）という一連の連携が認められるのであるが、それを支えているのは、取得原価評価と割引現在価値評価という評価額の性質に関する二項対立なのである。

しかし、さらに、その根底には、価値生産活動と資本貸与活動という計算対象の二項対立が、垣間見えて

そうであれば、両者を「非配分」概念として括ることには、十分な合理性があるのではないだろうか。逆に言えば、この4個の側面に関して、こうしたいわば異質性が認められる割引債と製品等とを、どのような論理で、配分概念として括ることができるのであろうか。

\*            \*            \*

以上の(3)・(4)・(5)において検討したことを纏めれば、次のようになろう。(3)でみたように、償却原価(定額法)と償却原価(利息法)とが等価的代替的關係にはなく、かつ割引債の妥当な評価規約が償却原価(利息法)であるとすれば、一方、(4)でみたように、割引債の償却原価(利息法)と製品の取得原価とを配分カテゴリーとして括ことはできず、そのかぎりで、配分・評価分類は、理論的に破綻している。他方、(5)でみたように、割引債の償却原価(利息法)と売買目的有価証券の時価とは、「非配分」カテゴリーとして有意義な概念になり、「配分」・「非配分」分類が、理論的に成立する可能性が出てくる。

しかし、齋藤学説は、こうした理論的可能性についてはほとんど検討しないままに、いわばア・プリオリに、配分・評価分類を正当化してしまったようである。本当に、それでよいのであろうか。

こうした理論的課題が残されているいじょう、配分・評価分類の再検討を行なうことは、齋藤学説のみならず、会計学全体としても、必要なのではないだろうか。

#### (6) 取得原価主義会計論の問題の所在とその是正の方向

以上では、配分と評価との区分(割引債の位置づけ)の妥当性という配分・評価分類に関する第1の問題を俎上に載せて、配分・評価分類の成立可能性を検討してきたが、それも一段落した。そこで、次に、評価概念の意義という配分・評価分類に関する第2の問題を、(6)・(7)・(8)において取上げることにしたい。

取得原価主義会計論においては、基本的には、時価評価は是認されていなかったもので、配分概念しか存在しなかった。しかし、現行会計においては、取得原価と並んで、時価も、原則論として認められている。それでは、この時価にかかわる評価概念は、配分概念しか存在していなかった取得原価主義会計論に、どのような位置づけで導入されたのであろうか。つまり、伝統的な配分概念に対して、評価概念は、どのような位置づけを与えられたのであろうか。この点は、配分と評価との総括的關係という視点からする配分・評価分類の成立可能性の議論にも通底していると筆者は考えている。

この点、齋藤学説においては、I(3)(v)においてふれたように、評価概念は、「補完」と位置づけられている。その部分を再掲しておこう(齋藤[2002]435ページ、ただし、一重下線・二重下線・傍点は笠井)

↘ いるのである。

本文の図表43は、そのような見直しを含めて、纏めたものである。

伝統的な収益・費用アプローチは販売や換金などの取引に着目して利益の実現をとらえてきたが、それに対して、資産・負債アプローチは、事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を招くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、ストックの評価という面から拾い上げたわけである。企業会計の中心となる実現利益の測定において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる。

この引用文では、必ずしも明確ではないが、こうした主張は、「費用・収益の配分から資産・負債の評価へという重点のシフト」（斎藤 [2002] 434ページ、傍点は笠井）という議論のもとになされていることからすれば、ここで取上げている配分・評価分類にかかわっているとみることも、できそうである。そして、結論的には、評価概念は、配分概念に対する補完という役割を与えられているようである。

評価概念をもって補完と位置づけた斎藤学説は、具体的には、どのような配分と評価との関係を想定しているのであろうか。例えば、経済事象の一部につき取引（フロー）に基づく処理（収益費用アプローチ）を否定し、それに替えて、評価（ストック）に基づく処理（資産負債アプローチ）を導入したというのであろうか。それとも、取引（フロー）に基づく処理（収益費用アプローチ）は依然として保持しつつ、評価（ストック）に基づく処理（資産負債アプローチ）も付け加えたというのであろうか。あるいは、それらとはまったく別種の間接関係を想定しているのであろうか。上記の引用文のような表現では、あまりに漠然としていて、不敏な筆者には、理解し難い。そこで、その点につき、あくまで筆者の視点からではあるが、筆者なりに考えてみることにしたい。

上記の引用文では、評価概念の生成について、「収益・費用アプローチが見落としてきたものを、資産・負債アプローチが拾い上げた」と解釈しているようであるが、理論あるいは概念にしても、人間が考え出したものであるいじょう、見落としということも、さらには誤った理解をしたということも、当然、あり得よう。それだけに、そうした見落としや誤りがあり得るということの大前提にして、研究者は、絶えず、理論あるいは概念を精錬化することに努めなければならない。

そうであれば、いま評価概念が、理論体系に新たに導入されたとしたら、一方、評価概念が欠落していたかつての理論体系（配分概念だけの理論体系）、つまりいわゆる取得原価主義会計論に、どのような問題点があったのかを明らかにしなければならないし、そのうえで、他方、評価概念が導入された新しい理論体系（配分と評価とが併存している理論体系）、つまり現行会計学説は、その導入により、評価概念が欠落していた取得原価主義会計論の問題点をどのように是正したのか、ということ審らかにしなければならない。

そうした具体的な内容を語らなければ、理論体系の精錬化もあり得ないであろうし、ましてや、理論体系の進歩ということなど、望むべくもないであろう。

そこで、ここでは、筆者のそうした発想に基づいて、配分・評価分類における評価概念の位置

づけを検討することとしたい。そうした議論が、斎藤学説の考え方に適っているかどうかは、定かではないが、斎藤学説における評価概念の「補完」ということの含意が、具体的に語られていないいじょう、筆者の視点からは、止むを得ないのである。

そこで、そうした方針に基づいて、(i)において、まず取得原価主義会計論の特質を明らかにしたうえで、その理論的欠陥の所在および是正の方向を探ることとしたい。その点に関しては、結論的には、金融活動組込み説と時価変動組込み説とでも言われるべきふたつの立場があるので、それと評価概念の位置づけとの関係を、それぞれ(ii)および(iii)で論ずることとしたい。

#### (i) 取得原価主義会計論の特質

今日、日本においても、実践的には、取得原価のみならず、時価および償却原価も、導入されている。つまり、新実践(1999年の『金融商品会計基準』が適用されてからの実践)は、評価規約の点からは、取得原価主義会計から併存会計に変わったのであるが、今日、多くの会計学説は、この併存会計を合理的に説明できていない状態にある。それは、正に、現代会計理論の混迷と言ってよいであろう。

こうした混迷には、種々の原因が考えられるであろうが、筆者のみるところ、その主因は、取得原価主義会計論の理論的総括がなされないままに、その概念が、併存会計の説明にも援用されてしまっている点にある。例えば時価評価される金融資産の認識基準として、取得原価主義会計論における実現概念がそのまま援用されてしまっている、ということなどがその典型例である。もちろん、今日、取得原価主義会計論が全面的に否定されているわけではないので、取得原価主義会計論の概念が、併存会計論に援用されることがあっても、むしろ当然のことであろう。したがって、ここで問題にされなければならないのは、取得原価主義会計論の是非について本格的に検討された形跡が、窺えないという点にこそであろう。そのため、取得原価主義会計論の何が継承されるべきであり、何が問題視(否定)されなければならないのかという点は、実は、今日においても、まったく明らかになっていないのである。そうした理論的総括がまったくなされないままに、いわば闇雲に、取得原価主義会計論の概念が、併存会計の説明理論に援用されてしまっているのである。科学理論を、確かな根拠を提示することによって社会に貢献するものとするかぎり、こうした現状は、憂慮すべき事態と言わなければならない。そこで、ここでは、そうした視点から、取得原価主義会計論の理論的妥当性の問題を改めて穿鑿することとしたい。

まず取得原価主義会計論の特質であるが、その処理規約は、一般に、原価=実現原則 cost realization principle として定式化されている。こうした処理規約から窺えることは、まず第1に、取得原価主義会計論が、損益産出活動としては、もっぱら価値生産活動を想定しているという点である。すなわち、その実現とは、典型的には販売基準であり、したがって、財の引渡しと対価の受取りという要件が一般に挙げられている。そこでは、物量的フローにかかわる交換により、損益が発生するのである。このように、その損益の特質は、交換的損益であること、および物量的フローを随伴していることにあるが、そうした特質は、価値生産活動に固有のものに他ならな

い。さらに言えば、この取得原価主義会計論における資産は、貨幣性資産と費用性資産とに分別されることが多いが、この資産分類をもっとも合理的に説明しているのは、資本循環シェーマ[G - W - G']に依拠したものであろう。つまり、そのG・G'が貨幣性資産に、Wが費用性資産に相当するわけであるが、周知のように、この資本循環シェーマは、国民経済における価値生産過程を総括したものに他ならない。そのことも、取得原価主義会計論が、もっぱら価値生産活動を想定していることの傍証になろう。

そして第2に、販売されるまでは費用性資産が取得原価で維持されていることは、費用性資産の時価の変動を会計の枠組に持込まない、ということの意味している。つとに指摘されているように、購入時に費用性資産に付された取得原価は、一般的には購入時価であるから、市場と結びついている。しかし、その後、市場において購入時価は変動しているが、それにもかかわらず、取得原価主義会計論は、そうした購入時価の変動を考慮することはない。そのために、取得原価主義会計論については、今日、ストックのリアリティが損なわれている、といった批判が向けられることになる。したがって、この点にも、取得原価主義会計論の特質が認められるのである。

このように考えれば、取得原価主義会計論の特質としては、①損益計算の枠組として価値生産活動しか想定されていないこと、および②時価の変動が、会計の枠組から排除されていることの2点が、指摘できるのである。

こうした取得原価主義会計論には、つとに種々の批判が提起されているが、①および②のどれに着目するかによって、取得原価主義会計論に内在する理論的欠陥の所在およびその克服の方途について、金融活動組込み説と時価変動組込み説とでも言うべきふたつの立場が分岐するのである。

## (ii) 金融活動組込み説の論理

まず①の特質に着目し、取得原価主義会計論の内在的問題点を考えることにしよう。現実の企業の経済活動を観察すれば明らかのように、企業の損益産出活動には、価値生産活動(実物資本の運動)のみならず、金融活動(資本貸与活動あるいは擬制・貸付資本の運動)も存在している。旧実践においても、もちろんそのウェイトは低かったとはいえ、現実に存在していた。新実践においては、量的にも、金融活動のウェイトが高くなり、かつ質的にも、デリバティブ等の登場により多様化しているので、とかく、新実践における金融活動ばかりが脚光を浴びているが、金融活動そのものは、旧実践においても現存していたのである。これなくして企業が存立し得ないことは、新実践のみならず旧実践においても、同断なのである。

この金融活動にかかわる資産は、取得原価主義会計論では、おおむね貨幣性資産に帰属させられていた(ただし、売買目的有価証券は、費用性資産に帰属させられることが多かったようである)。もちろん、この金融資産も、現実には損益を産んでいるが、取得原価主義会計論は、実は、その合理的説明を放棄していたのである。例えば売掛金等については、その評価原則を将来収入額とすることにより、損益が計上されないようにした(正確に言えば、売掛金の受取利息も、売却利益

に含めてしまった)のである。価値生産活動に関するかぎり、損益を産むのは費用性資産だけであり、したがって、貨幣性資産には損益が生じないほうが、価値生産活動のみを前提にして構成されている取得原価主義会計論の論理からは、好ましかったのであろう。しかし、将来収入額には、将来発生する利子が含まれており、こうした売掛金等の評価規約は、明らかに発生主義会計の理念に悖っているのである。

それでも、売掛金等の場合には、その計上時に、現金の出がないので、将来収入額といった評価規約が可能であり、その損益(受取利息)の発生を隠蔽できたが、その計上時に現金支出を要する貸付金等の場合には、そうした隠蔽は、不可能である。そのため、貸付金等の「支出未収入」項目については、商品等の支出未費用と対比して、「支出非費用」と規定することによって、理論のうえでは、あたかも損益計算にはかかわりのないような体裁を取り繕ったのであった。しかしながら、事実の問題としては、貸付金等にも受取利息が計上されてしまうが、取得原価主義会計論は、この事実を説明していないのである。

そして、こうした損益生成の説明の放棄と表裏の関係において、評価規約にも理論的な綻びが生じているのである。すなわち、売掛金は将来収入額で、貸付金等は取得原価で評価されているし、さらに、割引債等に至っては(例外ではあるにせよ)償却原価が認められており、貨幣性資産の評価規約には、首尾一貫性がまったくなく、支離滅裂なものになってしまっている。つまり、貨幣性資産の評価規約についても、取得原価主義会計論は、その合理的な説明に失敗しているのである。

以上のように考えれば、①の特質に関して、取得原価主義会計論には、根本的な理論的欠陥が内蔵されているのである。そうであれば、この点に着目して、取得原価主義会計論の理論的欠陥を克服するという方途も、あり得るはずなのである。この場合には、企業の損益産出活動には何があるのか、という問い掛けが不可欠であり、この問い掛けに対する何らかの解決が、焦眉の急を要する課題になる。こうした方向性を内蔵しているのが、山榊忠恕の提唱した企業資本等式に他ならない。<sup>24)</sup>そこでは、価値生産活動(実物資本の運動)のみならず、資本貸与活動(金融活動あるいは擬制・貸付資本の運動)がひとつの独立の損益産出活動として想定されている。そうであれば、取得原価主義会計論の理論的欠陥は、この資本貸与活動つまり金融活動を組込むことによって是正されることになる。こうした是正の方途を、ここでは、金融活動組込み説とよんでおこう。

この金融活動組込み説の考え方によれば、損益産出活動には、 $[G - W - G']$ という価値生産活動、および $[G - D - G']$ という資本貸与活動のふたつがあるので、資産としては、待機分資産( $G \cdot G'$ )、価値生産活動にかかわる充用分資産( $W$ )、および資本貸与活動にかかわる派遣分資産( $D$ )の3種が、識別されることになる。この充用分資産と派遣分資産とは、その損益の産み方が質的に異なっているので、資産の評価規約にしても損益の認識規約にしても、根本的に異なっている。したがって、充用分資産の規約をそのまま派遣分資産に援用できるなどは

24) 山榊忠恕の企業資本等式については、山榊[1967]第2章、笠井[2000]第9章、および笠井[2005]第3章を参照されたい。

理解されていない。派遣分資産の処理規約は、充用分資産のそれとはまったく別に、資本貸与活動の論理に照らして、独自に形成されなければならないのである。

この立場に依拠した場合、売買目的有価証券の時価評価も重要な意味をもっているが、しかし、唯一の問題というわけではない。売買目的有価証券のみならず、貨幣性資産に帰属させられていた金融資産を含め、派遣分資産（いわゆる金融資産（ただし現金等を除く））の全体が、取得原価主義会計論においては合理的に説明されていないという認識にたち、満期保有目的の金融資産についてもまた、売買目的有価証券と同様に改めて組上に載せなければならないのである。したがって、償却原価もまた、時価といわば等価的な重要性を帯びており、時価および償却原価が、資本貸与活動の論理に照らして位置づけられなければならない。

以上のように、取得原価主義会計論の特質①に着目して、金融活動組込み説に依拠するならば、会計の損益産出活動としては、本来、価値生産活動のみならず資本貸与活動をも想定しなければならないにもかかわらず、価値生産活動しか指定していない取得原価主義会計論は、そのかぎりで、理論的に誤りであるということになる。したがって、取得原価主義会計論の概念を併存会計論に転用するさいには、慎重な検討が、なされなければならない。価値生産活動に関して形成された実現概念を金融資産に援用することなど、理論的にはおよそ不可能ということになる。

### （iii）時価変動組込み説の論理

次に②の特質に着目して取得原価主義会計論の内在的問題を考えてみよう。この場合には、容易に推察され得るように、取得原価主義会計論では時価の変動が会計の枠組に組込まれないことが、批判の対象になる。したがって、もっぱら、時価の変動の導入が、必要になる。こうした是正の方途を、ここでは、時価変動組込み説とよんでおこう。

こうした時価変動組込み説の考え方によれば、一方、金融活動組込み説とは異なり、償却原価が、本格的に取上げられることはない。他方、取得原価主義会計論においては価値生産活動しか想定されていないことには、何の疑義も抱かれていないことに留意すべきであろう。そうであれば、時価評価にしても、価値生産活動とは異質の経済活動にかかわっているとは理解されていない。あくまで価値生産活動を念頭において、ストックのリアリティを回復すべく、時価の変動をいち早く会計に組込む、という発想のもとで、時価評価の導入が正当化されることになる。つまり、時価評価の導入は、もっぱら、ストックのリアリティを可能にする点に、その意義が認められるのである。そこでは、損益の質の相違などということは、問われることなく、もっぱら（価値生産活動を念頭においたうえで）時価計上の有無が組上に載っているのである。したがって、取得原価評価の場合には実現時に損益が認識されるのに対して、時価で評価された場合には、その損益が、実現時点より早期に認識される点に、関心が寄せられる。つまり、損益の計上時期の遅速が問われているわけである。この点で、損益の質の相違を意識する金融活動組込み説とは、根本的に異なっているのである。

以上のように、時価評価の導入は、損益産出活動に関する質的な相違の問題としてではなく、

同一の損益産出活動（価値生産活動）に関する時価計上の時期の問題、つまり損益の計上時期のいわば量的な相違の問題として理解されているにすぎない。そうであれば、取得原価主義会計論は、理論的に誤りとまでは言えない。むしろ、基本的には妥当であるとみなされているのではないだろうか。したがって、時価評価の導入のさいにも、取得原価主義会計論の概念を（適宜変容して）援用することは、原則的に可能ということになろう。

こうした時価変動組込み説は、エドワーズ＝ベルによって提唱されたいわゆるカレントコスト会計論を想起すれば、理解しやすいであろう。すなわち、このカレントコスト会計論によれば、製品・商品等を期末時点の購入時価で評価替えをし、原価節約損益を各期に計上しつつ、売却時には売却損益を計上するのである。

そこでは、取得原価主義会計論においては、売却時において一括的に計上されていた売却損益が、（時価差額として算出される）原価節約損益と（売却時の購入時価と売却時価との差額として算出される）「売却損益」（操業損益）とに分割されたにすぎない。したがって、取得原価主義会計論の理念あるいは売却損益という概念が、否定されているわけではない。むしろ、売却損益という概念は、依然として存続しつつ、それに、ストックのリアリティを回復すべく、原価節約損益という概念がいわば付加されたわけであるから、売却損益という概念が精緻化されたと言えなくもないのである。

#### （7）金融活動組込み説と評価概念の位置づけ

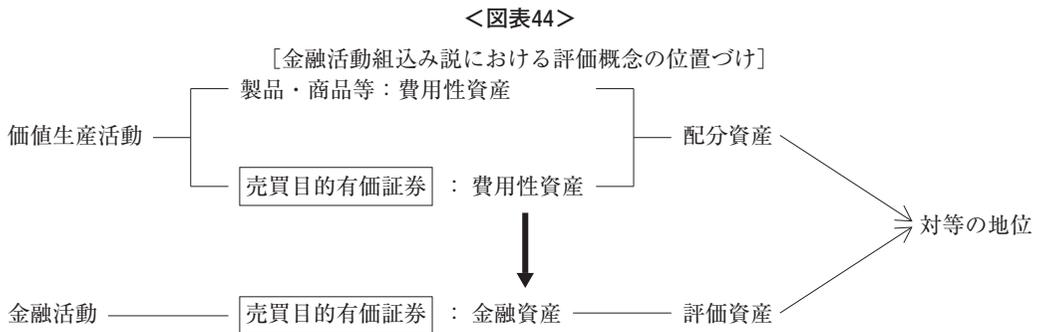
以上のように、現代会計理論を、取得原価主義会計論の理論的欠陥の是正により一歩前進した理論体系とみるかぎり、金融活動組込み説と時価変動組込み説とでも言われるべきふたつの立場が、分岐するのである。そこで、そのふたつの立場における（配分・評価分類上の）評価概念の位置づけを検討することにしよう。

まず金融活動組込み説であるが、この立場に依拠して、売買目的有価証券の時価評価を導入した場合、導入された売買目的有価証券の時価評価を包摂する評価概念は、配分概念との関係において、どのような位置づけになるのであろうか。

この金融活動組込み説の立場にたてば、一方、売買目的有価証券における売却時価評価を合理的に説明できるということが、指摘されなければならない。すなわち、費用性資産をその資産カテゴリーのまま時価評価に変更しようとするれば、もともとが取得原価（取得時の購入時価）で評価されているのであるから、費用性資産のカテゴリーに変更がないいじょう、その時価とは、購入時価を含意していると考えなければならない。その点、金融活動組込み説の場合には、金融活動にかかわる金融資産（山榊学説の用語法では、派遣分資産）という概念を導入し、売買目的有価証券をこのカテゴリーに転属させるのである。つまり、売買目的有価証券について、取得原価主義会計論における費用性資産から金融資産（派遣分資産）へという資産カテゴリーの変更が内包されているので、その金融資産（派遣分資産）概念に基づいて、売買目的有価証券の売却時価評価が、合理的に導出できる。

しかしながら、他方、そのことは、売買目的有価証券の時価評価を包含する評価概念が、配分

概念に対して、独立対等の立場にあることを物語っている。すなわち、直前でふれたように、売買目的有価証券の時価評価は、費用性資産カテゴリーから金融資産（派遣分資産）カテゴリーへの変更によって可能になったわけであるが、その費用性資産というのは価値生産活動に、金融資産（派遣分資産）は金融活動（資本貸与活動）にかかわっている。しかも、その価値生産活動と金融活動（資本貸与活動）とは、別個独立の損益産出活動に他ならない。そうであれば、売買目的有価証券が新たに帰属することになった評価カテゴリーにしても、かつて帰属していた配分カテゴリーに対して、独立対等の関係にあるとみるべきであろう。以上を図示すれば、次のようになる。



以上の結論を別言すれば、次のようになる。売買目的有価証券を費用性資産とみなして取得原価で評価していた取得原価主義会計論は、金融活動組込み説の立場からすれば、理論的に誤りだったのである。しかし、価値生産活動とは別個独立の、金融活動という損益産出活動を組み込み、売買目的有価証券をその金融活動の一項目に変更することによって、取得原価主義会計論の理論的誤りが是正されたわけである。もしそのことにより誤りが本当に是正されたのであれば、変更後の概念（評価概念）は、補完といった位置づけではあり得ないはずなのである。

以上のように考えれば、金融活動組込み説の立場に依拠すれば、評価概念は、配分概念と独立対等の関係にあり、とうてい、「補完」といった用語によって、表現できるものではない。斎藤学説における評価概念の位置づけは、金融活動組込み説における評価概念の位置づけには該当しないと見てよいであろう。

(8) 時価変動組込み説と評価概念の位置づけ

次に、時価変動組込み説における評価概念の位置づけを考えてみよう。取得原価主義会計論には、(6)でふれたように、①貨幣資産・費用性資産分類に依拠していること、および②原価＝実現原則に基づき、実現時までは資産は取得原価で評価されること、というふたつの特徴があるが、時価変動組込み説は、そのうちの②に着目する。すなわち、取得原価主義会計論では、資産の時価が市場では変動しているにもかかわらず、いわばそれを無視して、実現時までは、資産額を取得原価（取得時の購入時価）のままに維持することに対して、今日では、ストックのリアリ

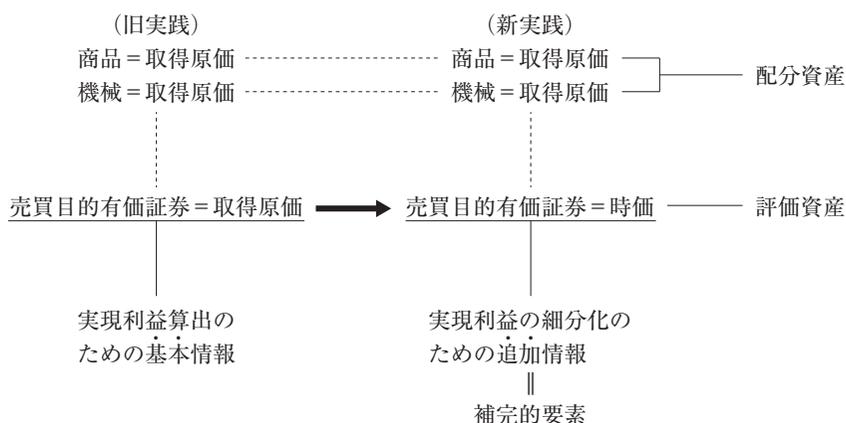
ティが損なわれるという観点から、厳しく批判されたのであった。

その点、時価変動組込み説によれば、時価評価を導入することによって、上記した取得原価主義会計論の理論的欠陥が治癒され、ストックのリアリティが回復することになるわけである。

こうした時価変動組込み説の立場にたてば、売買目的有価証券の取得原価評価と時価評価とは、けっして対立する関係にはないということになろう。すなわち、一方、売買目的有価証券の取得時における取得原価評価は、実現した全体損益（いわゆる売却損益）の算出という基本情報の構成要素に他ならないし、他方、売買目的有価証券のその後の時価評価は、その全体利益を細分化するための追加情報として、売買目的有価証券の取得原価評価を補うものになっていると思われるのである。こうした考え方は、既述のように、エドワーズ＝ベルによって提唱されたいわゆるカレントコスト会計論の発想に類似していると言ってよいであろう。以上を図示すれば、次のようになろう。

<図表45>

[時価変動組込み説における評価概念の位置づけ]



こうした時価変動組込み説における売買目的有価証券の原価評価は、金融活動組込み説とは異なって、理論的に誤りということではない。原価評価情報は、あくまで必要なのであるが、ただ、それが、取得時点以降にまで持越される点に、問題があるのである。つまり、取得時点以降における購入時価の変動を考慮していないので、不十分であったにすぎない。それが、時価評価の導入により、その不十分さが、補われたわけであるから、そのかぎりでは、売買目的有価証券の時価評価を包摂する評価概念は、売買目的有価証券の取得原価評価に対して、補完的な役割を果たしていると言ってよいのかもしれない。

そのように表現すれば、時価変動組込み説における評価概念の補完という位置づけは、斎藤学説におけるそれに該当しているといった印象を受けるかもしれない。

しかし、そうした理解は、けっして妥当ではない。結論的には、時価変動組込み説というのは、売買目的有価証券の時価評価の説明としても理論的に成立しないし、また補完の意義という

点でも成立しないと筆者は考えている。

まず前者の評価規約の理論的妥当性についてであるが、この時価変動組込み説によれば、既に(7)でもふれたように、理論的には、導入されるべき時価概念は、購入時価であって売却時価ではない、ということが指摘されなければならない。すなわち、ここで問題になっている売買目的有価証券は、取得原価主義会計論においては、費用性資産（配分資産）として、取得原価（取得時の購入時価）で評価されていたのであるが、時価変動組込み説には、金融活動組込み説とは異なり、資産カテゴリーの変更を可能にする要因は含まれていないのであるから、そこに、導入される時価は、購入時価に限定されるのである。つまり、時価変動組込み説には、取得時の購入時価から、各期末時の購入時価への変更を可能にするだけの論理しか具有していないのである。しかるに、この売買目的有価証券は、価値生産活動によって産出されたものではないので、生産価格といった犠牲値は、存在しない。その価格は、単純に、将来期待できるキャッシュインフローの現在価値によって決定されるのである。したがって、時価にしても、購入時価ではなく、売却時価なのである。つまり、売買目的有価証券の時価評価には、時価変動組込み説の考え方は、適用できないのである（その点からすると、時価変動組込み説の考え方が該当するのは、製品・機械等の価値生産活動に関するいわゆるカレントコスト会計ということになる）。

以上のように、時価変動組込み説を売買目的有価証券に適用することには、評価規約の妥当性という点からも、不可能であるが、さらに、<sup>25)</sup>当面の論点である「補完」の意義という点からも、問題なしとしない。すなわち、先に、時価評価された売買目的有価証券にかかわる評価概念の位置づけを、時価変動組込み説における補完的役割に類した概念とみなせるかもしれないと述べたが、その場合の「補完」ということの意味は、売買目的有価証券の取得原価評価に対して、その不十分さを補うものとして、売買目的有価証券の時価評価が、補完的な役割を果たしている、というものであった。したがって、売買目的有価証券の時価評価が補完的役割を果たしているのは、あくまで、売買目的有価証券の取得原価評価に対してなのである。しかし、ここで問われているのは、配分・評価分類における配分と評価との関係、あるいは配分に対する評価の位置づけなのである。より具体的に言えば、図表45において、商品・機械等の配分資産の取得原価評価に対する、売買目的有価証券の時価評価にかかわる評価概念の位置づけが、問われているのである。その点、売買目的有価証券にかかわる評価資産の時価評価が、商品・機械等の配分資産の取得原価評価に対して、補完的役割を担っているとは、時価変動組込み説の論理からは、とうてい言えな

25) 時価変動組込み説の売買目的有価証券への適用に関しては、本文で述べた評価規約の側面以外にも、多くの問題点が指摘されなければならない。すなわち、ストックのリアリティの回復というのなら、配分資産のすべてが時価評価の対象になってもしかるべきであろう。それなのに、どうして、売買目的有価証券だけが、時価評価されるのであろうか。そのことが、合理的に説明されているとは言い難い。

その点をさらに突き詰めれば、もし売買目的有価証券の時価評価の根拠が、ストックのリアリティの回復ということにあるとするならば、貸借対照表本体で売買目的有価証券を時価評価する必然性など、あるのであろうか。逆に言えば、損益計算上の要請があるのなら、たしかに、貸借対照表本体で売買目的有価証券を時価評価しなければならないであろう。しかし、損益計算とは関係なく、単にストックのリアリティを回復しようというのであれば、注記あるいは付属明細表における時価の公表では、どうしていけないのであろうか。

いはずである。率直に言って、時価変動組込み説の立場からみても、商品・機械等の配分資産の取得原価評価と、売買目的有価証券の時価評価とは、無関係なのではないだろうか。

以上のように考えれば、時価変動組込み説は、一方、売買目的有価証券の売却時価を合理的に説明できないし、他方、売買目的有価証券の時価評価にかかわる評価概念を、製品・機械等の配分概念一般に対する補完として位置づけることについても、成功していないと言わざるを得ないであろう。

\* \* \*

斎藤学説においては、配分・評価分類における評価概念は、「補完」と位置づけられているが、しかし、その具体的内容が不明なので、やむなく、筆者の視点から検討せざるを得なくなったわけである。そこで、(6)・(7)・(8)において、私見を展開してきたのであるが、ここで、その纏めをしておこう。

まず、取得原価主義会計論の理論的欠陥の所在を念頭において、売買目的有価証券の時価評価の根拠として、金融活動組込み説と時価変動組込み説とでも言われるべきふたつの考え方を提起したのであった。しかしながら、結論的には、筆者の想定したこのふたつの考え方も、評価概念を補完として、合理的に説明できるものではなかった。まず金融活動組込み説によれば、図表43に示したように、売買目的有価証券の売却時価は合理的に説明できるが、評価概念それ自体は、製品・機械等にかかわる配分概念に対しては、対等の地位にあり、補完として位置づけることは、とうてい、できないのである。また、時価変動組込み説によれば、売買目的有価証券にかかわる評価概念の売却時価も合理的に説明できないし、他方、当面の課題である、評価概念の補完という役割に関しても、図表45に示したように、売買目的有価証券の時価にかかわる評価概念は、売買目的有価証券の取得原価評価に対してこそ補完と言い得るにしても、製品・機械等の配分資産に対しては、補完とは言い難いのである。つまり、配分・評価分類における評価概念は、配分概念に対して補完という位置にはない、ということである。

もちろん、斎藤学説が、こうした議論をしていると言うのではない。筆者が、金融活動組込み説あるいは時価変動組込み説といった考え方をいわば勝手に提示し、それを筆者がいわば勝手に否定しているだけにすぎない。つまり、自問自答しているにすぎない。したがって、斎藤学説自体に対する批判になっていないことは、当然である。しかし、斎藤学説の説明がないので、止むを得ないのである。その点に関する本格的な検討は、斎藤学説の詳細な説明を待たなければならない。

#### (9) 配分・評価分類の成立可能性についての纏め

今日、配分・評価分類が現行会計の処理規約の規定要因であることは、一般に是認されており、そのことに対する疑問は、まったく提起されていないと言ってよいであろう。しかし、そのことに、筆者はかねてより疑念を抱いていたのである。そこで、配分と評価との区分、および、配分と評価との関係というふたつの視点から、配分・評価分類の成立可能性を探ったのである。結論

的には、この分類は、理論的には成立しないと筆者は考えている。ここで、繰返しにはなるが、その纏めをしておきたい。

まず前者の配分と評価との区分の視点であるが、この点については、まず（３）において、割引債に関する償却原価（定額法）と償却原価（利息法）との関係を検討した。斎藤学説においては、その両者は、等価的代替的關係にあるとみなされているが、そうした理解は、理論的には妥当でない。償却原価（定額法）と償却原価（利息法）とは、むしろ、対立する異質的な関係にあり、かつ償却原価（利息法）のみが、割引債の妥当な処理方法である、というのが筆者の考えである。そうであれば、償却原価（定額法）が配分カテゴリーとみなされている現状を考えれば、償却原価（利息法）は、非配分カテゴリーということにならざるを得ない。

そうした理解に依拠するかぎり、一方、（４）でみたように、割引債の償却原価（利息法）と製品の取得原価とを配分カテゴリーとして括ることはできず、その場合には、製品の取得原価のみが、配分カテゴリーになる（これを、ここでは、「配分」カテゴリーと表記することにする）。したがって、配分・評価分類は、理論的に破綻してしまうのである。他方、（５）でみたように、割引債の償却原価（利息法）と売買目的有価証券の時価とは、非配分カテゴリーとして有意義な概念になる（これは、ここでは、「非配分」カテゴリーと表記することにする）。

ここに、配分・評価分類とは異なる「配分」・「非配分」という分類が成立する可能性が、見えてくるのである。

いずれにしても、このように考えれば、配分・評価分類は、配分と評価との区分の妥当性という視点からみても、理論的に成立しない、というのが筆者の結論である。

次に、後者の配分と評価との関係の視点であるが、斎藤学説においては、ストックの評価に基づく評価概念は、取引というフローに基づく配分概念に対して、補完という役割を与えられているが、その補完ということの意味内容は、明らかにされていない。そこで、（６）において、取得原価主義会計論の理論的欠陥の是正策につき、金融活動組込み説と時価変動組込み説というふたつの立場を識別したうえで、筆者なりに、補完ということの意味内容を明らかにしようとしたわけである。具体的には、売買目的有価証券の時価評価にかかわる評価概念が、そのふたつの立場において、どのような意味内容をもっているかを検討したのである。

すなわち、一方、（７）において検討した金融活動組込み説によれば、売買目的有価証券の時価評価にかかわる評価概念は、製品・機械等の取得原価にかかわる配分概念に対して、独立対等の地歩を占めており、とうてい、補完という用語によっては説明できない、というのが筆者の考えである。

他方、（８）において検討した時価変動組込み説によれば、売買目的有価証券の時価評価にかかわる評価概念は、売却時価評価を説明できないばかりか、仮に売買目的有価証券の取得原価評価に対しては補完と言い得たとしても、製品・機械等の配分資産に対しては、補完とは言い難い、というのが筆者の考えである。

以上のように、筆者の想定した金融活動組込み説あるいは時価変動組込み説といった考え方に

よっては、評価概念の補完という位置づけは、説明できないということである。

斎藤学説において、評価概念の補完という位置づけは、どのような意味内容をもっているのだろうか。それが明らかにならないかぎり、配分・評価分類が、理論的に成立しているとは言い難いのではないだろうか。

以上のふたつの視点からの検討によれば、配分・評価分類が理論的に成立している、という見解には重大な疑問符が付くのである。

### 参 考 文 献

- 大日方 [1996]：大日方隆稿「金融商品の評価と開示（その1）」『企業会計』第48巻第11号
- 笠井 [2000]：笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013a]：笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2013b]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成——測定規約の統一性を求めて（1）——」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（3）——」『三田商学研究』第62巻第1号
- 斎藤 [1995a]：斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
- 斎藤 [1995b]：斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号
- 斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 斎藤 [2002]：斎藤静樹稿「終章 総括と補足」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社
- 辻山 [2002]：辻山栄子稿「Ⅸ——1章 利益の概念と情報価値（1）」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社
- ピーバー [1986]：W. H. ピーバー著／伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榘 [1967]：山榘忠恕著『近代会計理論』国元書房
- 米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店